

## 厚生労働省との意見交換に係る質問事項について（介護分野）

### ■ 生活保護受給者など生計困難者への介護保険サービスの提供について

（１）社会福祉法第２条第３項第８号（第２種社会福祉事業）に規定される生計困難者向けの無料・低額簡易住宅又は宿泊所その他の施設を、介護保険法上「居宅」と認めるかどうかについて、国の統一基準等はなく、市町村が個別に判断しているものと理解してよろしいか。

（回答）

社会福祉法第２条第３項第８号は、「簡易住宅」の貸し付け、「宿泊所その他の施設」の利用に係る事業について規定している。

- ・ 簡易住宅

設備規模が通常の住宅とほぼ同様であって、その使用料金が一般の使用料金よりも相当低額又は無料であるもの。

- ・ 宿泊所その他の施設

ここでいう「宿泊所」は、一時的な宿泊をさせる場所であって、その宿泊料金が無料又は相当低額なもの（無料低額宿泊所）をいう。宿泊所以外の該当施設は現存しない。

一方、介護保険法第８条及び同法施行規則第４条により、介護保険制度における、訪問介護等の居宅サービスを利用する場合の「居宅」は、「居宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームにおける居室を含む。）」と規定されている。

社会福祉法第２条第３項第８号に規定されている「簡易住宅」、「宿泊所その他の施設」について、介護保険制度における「居宅」に該当するか否かについては、一律の基準はなく、個々の事例に応じて個別具体的に判断されることとしている。

（２）一部の自治体において、要介護又は要支援認定を受け、住所設定をしているにもかかわらず、上記（１）の施設に滞在しているために、介護保険の居宅サービスを受けられないケースがあるという実態について、貴省の見解如何。

（回答）

（１）においてお示ししたとおりである。

（３）また、上記（２）のケースにおいて、生活保護受給者であっても、介護扶助を受けられず、介護サービスに係る利用料が生活扶助などの保護費等から捻出されていることについて、貴省の見解如何。

（回答）

生活保護制度における対応としては、要保護者に介護が必要と保護の実施機関が認める場合には、要保護者が必要な介護サービスを適切に受けられるよう、介護保険の保険者に要請することとなる。

(4) 上記(1)の「居宅」認定に関して、自治体間で運用にばらつきがあり、判断の異なる複数の自治体において施設を運営している事業者からは、利用者間の不公平や、運営上の不都合などが指摘されている。この点について、貴省の見解如何。

(回答)

(1)においてお示ししたとおりである。

(5) 社会福祉法第2条第2項第1号(第1種社会福祉事業)に規定される生計困難者向けの無料・低額施設は、介護保険法上、例外なく「居宅」と認められていると理解してよろしいか。

(回答)

社会福祉法第2条第2項第1号に掲げる事業に係る「その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設」である「宿所提供施設」が、介護保険制度における「居宅」に該当するか否かについては、個々の事例に応じて個別具体的に判断されることとしている。

(6) 介護保険法上、「居宅」認定に関して、上記(1)と上記(5)の施設の取扱いに差異があることの理由如何。

(回答)

(1)及び(5)において述べたとおり、(1)の一時的な宿泊場所である「無料低額宿泊所」であるか、(5)の生活の扶助や住宅扶助を行う「宿所提供施設」であるかではなく、介護保険制度における「居宅」に該当するか否かについては、個々の事例に応じて個別具体的に判断されることとしている。

(7) 特別養護老人ホームや介護老人保健施設が満所であるために、上記(1)の施設等が介護を必要とする生計困難者の受け皿となっているが、生活保護受給者等、生計困難者の介護保険施設への入所に際し、優先受入等の配慮はなされているか。

また、自宅に住む生活保護受給者は居宅サービスを受けられる一方で、住む家のない一部の生活保護受給者が同サービスを受けられないという実態について、公平な保護の観点からどのように考えられるか。

(回答)

特別養護老人ホームは、要介護高齢者に対し介護サービスを提供する施設であることから、その入所に当たっては、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、必要性が高いと認められる者を優先的に入所させることとしており、生計困難者の入所に関する優先受入の仕組みについては、特段設けていないところ。

また、後段については、(3)において、お示ししたとおりである。

(8) 上記を踏まえ、国が一律の判断基準を設けること、あるいは自治体に対し何らかのガイドラインを示すことについて貴省の見解如何。

(回答)

介護保険制度における「居宅」については、介護保険法第8条及び同法施行規則第4条において「居宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームにおける居室を含む。）」と規定しており、個々の事例については、個別具体的に判断されるものとする。

(9) 生活保護受給者については、原則「ユニット型個室」、「ユニット型準個室」及び「従来型個室」（以下「個室等」。）の利用が認められないのは、多床室の利用に比べて、保護費で対応しなければならない利用者負担分が高いことによると理解してよろしいか。また、介護保険の被保険者以外の者は、居住費の全額を保護費で賄わなければならないため、個室利用が認められないと考えてよろしいか。

(回答)

生活保護は健康で文化的な最低限度の生活を保障するものであるため、生活保護受給者の特別養護老人ホーム等の「ユニット型個室」等の利用については、当面、介護保険施設の居室のうち、多床室の割合が大きいと考えられ、最低限度の生活に必要なものとみなす段階がなく、また、「ユニット型個室」等の利用については居住費の負担が求められることから、特にその利用が必要であると認められる場合に限定して認めているものである。また、介護保険の被保険者以外の者についても、同様の取扱いである。

# 規制改革推進のための3か年計画（改定）への対応状況について

## Ⅲ 1.1 ア 介護

### ⑤ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る報酬の見直し【平成20年末までに結論】

（回答）

○社会保障審議会介護給付費分科会において平成21年4月の介護報酬の改定に向けて御議論いただき、その結果を踏まえ、介護保険料の水準等にも留意しつつ、適切な介護報酬を設定してまいりたい。

### ⑥ 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーションに係る報酬の見直し【平成20年末までに結論】

（回答）

○現在、介護報酬については、社会保障審議会介護給付費分科会において、平成21年4月の改定に向けて御議論いただいているところである。特定事業所加算の対象サービスである、介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーションについても社会保障審議会介護給付費分科会において十分な御議論いただき、平成21年4月の改定時に適切な報酬の設定に努めてまいりたい。

### ⑦ 指定事業所の基準の見直し【平成20年末までに結論】

（回答）

○サービス提供責任者の配置基準の在り方等に関しては、社会保障審議会介護給付費分科会の介護サービス事業の実態把握のためのワーキングチームからも御指摘をいただいております。社会保障審議会介護給付費分科会において平成21年4月の介護報酬の改定と併せて御議論いただいているところであり、その結果を踏まえ、対応してまいりたい。

### ⑧ 介護人材の養成と確保に係る対策の見直し

#### a 介護人材の養成に係る対策の見直し【平成19年度検討開始、平成20年結論】

（回答）

○社会福祉士及び介護福祉士法の改正による介護福祉士資格取得のための実務経験ルートに新たに600時間の養成課程が加わったことに伴い、それとの整合性を図るとの観点から、介護職員基礎研修の講義内容の妥当性等について検証してまいりたい。

#### b 介護人材の確保に係る対策の見直し【平成20年度措置】

（回答）

○3福祉士現況把握調査は介護福祉士、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家資格の資格を保有しながら、何らかの理由で福祉・介護サービスに就業していない者の実態を把握することとしている。平成20年9月22日に有資格者に対し、調査票を発送したところであり、その結果はとりまとめ次第公表をする予定である。